

第1章

計画策定にあたって

1-1 計画策定の経緯

多治見市では、平成15(2003)年12月に、市民、事業者、市のそれぞれの役割分担と協働により望ましい地域社会を形成することをめざして「多治見市福祉基本条例」を制定し、平成16(2004)年3月に、この条例を具現化する具体的施策や目標を定める「多治見市地域福祉計画」を策定、以後5年ごとに次期計画を策定し、住み慣れた地域の支えあいのなかで市民が主体的に実践・行動し、だれもが安心して福祉サービスを利用し、自分らしい自立した生活が送れるような地域社会の実現に取り組んできました。

国においては、「社会福祉法」のなかで、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。また、令和3年4月には、地域住民が相互に人格を尊重しながら参加する地域共生社会の実現に向けての法改正がされるとともに、令和6年4月には、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制を整備する具体的な活動をスタートさせます。

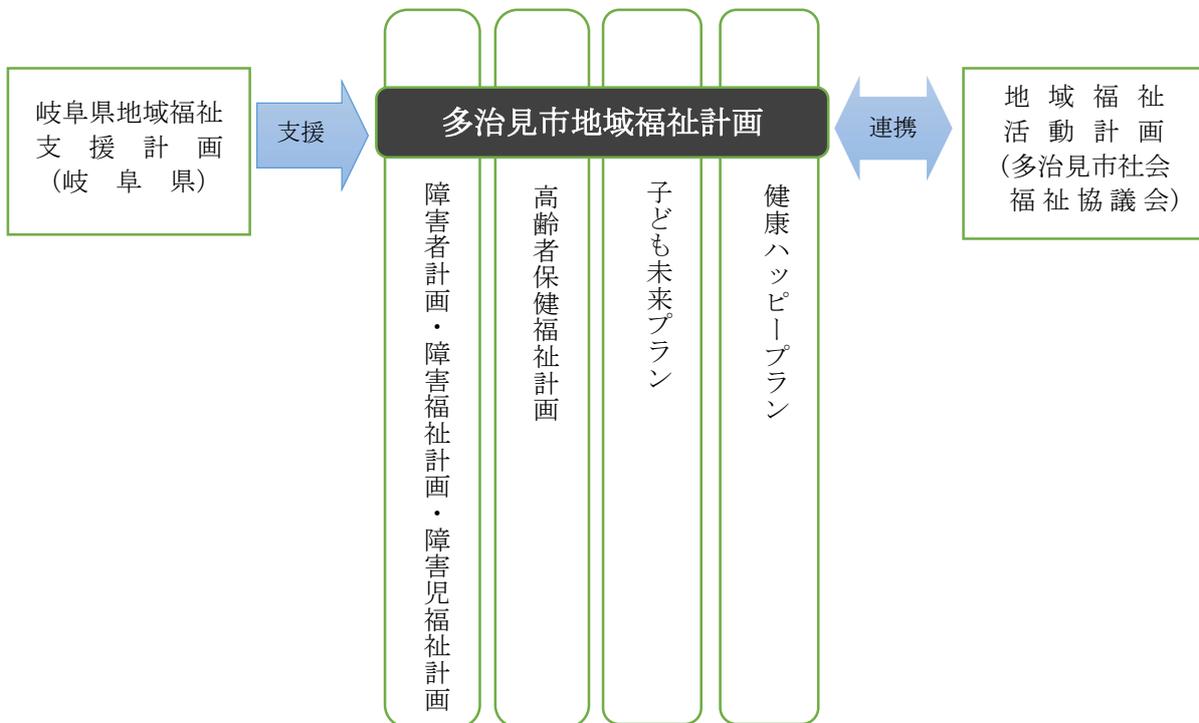
第5期地域福祉計画は、社会福祉法の改正を踏まえ、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に取り組む個別計画事業を地域福祉の視点で取り込みつつ、関連する計画との調和、連携の役割を担うものとして策定しました。

1-2 計画の位置付け

1 地域福祉計画の概要

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画で、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

計画内容は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する包括的な計画とし、関連する計画との調和、連携の役割を担います。



2 地域福祉計画の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、この計画期間にかかわらず社会情勢の変化や市民の意向等に応じて必要な見直しを行います。

3 関連する計画の概要

●多治見市障害者計画 多治見市障害福祉計画 多治見市障害児福祉計画

障害者基本法を根拠とする障害者計画と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とする障害福祉計画と、児童福祉法を根拠とする障害児福祉計画を併せた計画です。

多治見市では、障がい者及び障がい児に関する施策を一体的に進めるため、これらの計画を一体的な計画として策定しています。

障害者計画	
根拠法	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
性格	市町村における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画
計画期間	令和6年度～令和8年度
障害福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害福祉サービスの提供体制の確保、法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和6年度～令和8年度
障害児福祉計画	
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
性格	厚生労働大臣が定める基本指針に即した、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保並びに円滑な実施に関する計画
計画期間	令和6年度～令和8年度

○多治見市障害者計画の計画体系

<基本目標>

適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまち

<基本方針>

- I 自らの意思に基づく社会参加
- II 自らの決定に基づく自己実現
- III 元気で安心して暮らせるまち

●多治見市高齢者保健福祉計画

老人福祉法を根拠とする老人福祉計画と介護保険法を根拠とする介護保険事業計画を含む高齢者の保健・福祉・介護に関する総合的な計画です。

団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳を迎える令和22年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が求められています。さらに、高齢者の自立支援と重症化防止や住み慣れた地域で暮らしつづけるための在宅医療と介護の連携、身近な困りごとに対して分野を問わず丸ごと支援できる体制づくりとして地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

多治見市では、令和22年を見通した中長期的な方向性を示した上で、全ての高齢者を対象に、要支援・要介護とならない福祉サービスはもとより、地域における高齢者福祉全般にわたる施策も含めて計画を策定しています。

老人福祉計画	
根拠法	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8
性格	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
計画期間	令和6年度～令和8年度
介護保険事業計画	
根拠法	介護保険法（平成9年法律第123号）第117条
性格	国が定める基本指針に即し、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和6年度～令和8年度

○多治見市高齢者保健福祉計画の計画体系

<基本目標>

いつまでも元気で、地域で支え合うまち～地域共生社会の実現～

<基本方針>

① 地域包括ケアシステムの強化・充実

高齢者が住み続けられる地域づくりを目指し、身近な相談機関としての包括支援センターの運営や生活応援員の育成など地域による支え合い体制づくりを推進します。また、地域ケア会議を通じ、介護保険サービスだけでなく介護予防・生活支援サービスなど様々な地域資源を活かすためのネットワークを構築していきします。

② 認知症施策の推進

認知症高齢者に対する市民の正しい理解を促すとともに、認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりを推進します。認知症の早期診断・早期支援を可能とするため、「認知症初期集中支援チーム」により適切に支援します。

③ 介護予防・健康づくりの充実・推進

身近な地域における健康増進や介護予防活動への参加機会を提供するとともに、地域の主体的な取組みを支援します。また、健康寿命の延伸につなげるために、運動習慣や規則正しい食習慣の定着を図り、重症化防止に向けて取り組めます。

④ 高齢者の活躍推進

地域社会において役割を担い、生きがいを持って生活してもらうため、地域活動に積極的に参加できる機会の提供を行うとともに、集いの場づくりや介護予防活動、地域組織・団体運営、見守りなどの地域活動を支援します。

⑤ 介護保険サービスの適正化

持続可能な介護保険サービス提供のため、市民ニーズに応じた適正な介護保険事業の運営を行います。また、介護従事者の働く環境の改善や介護職の魅力発信など、新たな介護人財の確保に向けた取組みを支援します。

●たじみ子ども未来プラン

子ども・子育て支援法を根拠とする市町村子ども・子育て支援事業計画である子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法を根拠とする次世代育成支援対策行動計画を併せた計画です。

多治見市では、子どもを育てる側である大人が主体の「子育て」のみならず、子どもが自らの力で心身ともに成長し、自立できる力を身に付けて育つ「子育て」の支援に加え、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、これらを併せ持つ計画として「たじみ子ども未来プラン」を策定しています。

子育て支援事業計画	
根拠法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項
性格	国が定める基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画
計画期間	令和2年度～令和6年度
次世代育成支援対策行動計画	
根拠法	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条
性格	国が示す行動計画策定指針に即し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画
計画期間	令和2年度～令和6年度

○たじみ子ども未来プランの計画体系

<基本理念>

豊かなつながりの中で 子どもが伸び伸びと育ち 子育てに喜びや夢をもつことができるまち
～ 子どもの権利を保障します ～

<基本方針>

① 楽しく子育てできるまち

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子育ての不安や負担が少なくなるように、子育て支援を充実して、子育てを楽しむことができるまちをつくります。

② 子どもが豊かに育つまち

子どもの権利を保障するという視点に立ち、子どもが家庭、学校、地域の中で豊かな人間性を育み、その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと（子育て）ができるまちをつくります。

③ みんなで未来につなげるまち

子どもや保護者、そしてこれから子育てしようとする人を地域全体で支え、未来につながっていくまちをつくりまします。また、社会全体の責任として子どもが利用する施設の整備や子どもの安全を守る体制等を充実して、子育てと子育てにやさしいまちをつくりまします。

●たじみ健康ハッピープラン

健康増進法に規定する市町村健康増進計画で、市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。

医療の進歩や生活環境の改善などにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す「健康寿命」は順調に延伸してきました。

今後も国の方針としては、人口減少・少子高齢化の中でも健康寿命を延伸し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指すこととされています。

多治見市では、国の健康づくり運動「健康日本21(第三次)」と連動しながら、市民一人ひとりが主体的に積極的な健康づくりの行動を実践できるよう、また自然に健康になれる環境づくりなど社会で支える健康づくりを含めた「たじみ健康ハッピープラン」を策定しています。

たじみ健康ハッピープラン	
根拠法	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項
性格	国が定める基本的な方針に即し、市民の健康の増進の推進に関する施策についての市町村健康増進計画
計画期間	令和6年度～令和17年度

○たじみ健康ハッピープランの計画体系

<基本理念>

市民が健康でいきいきと幸せに暮らすことができるまち
… 健康寿命の延伸・生活の質の向上 …

<基本方針>

①一次予防の重視：～生活習慣の改善・健康の保持増進～

健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指し、生活習慣の改善・健康の保持増進のための一次予防を重視します。科学的根拠に基づいた3つの優先課題(食生活・運動・喫煙対策)の取組みを推進していきます。

②生涯を通じた健康づくり

市民が主体となり生涯を通して健康づくりに取り組めるよう、ライフステージ別の行動目標を設定し推進していきます。

③社会で支える健康づくり

行政・関係機関・地域が連携してさまざまな健康づくり事業を展開し、自然に健康になれるような環境づくりや、さまざまなところでの情報発信の整備を進めていきます。

1-3 計画の策定体制

1 多治見市地域福祉計画策定委員会

計画の策定にあたっては、各種福祉関連団体の代表、ボランティア等の地域福祉活動を担う団体の代表、社会福祉協議会、警察署等関係者に市職員を加えた14人で「多治見市地域福祉計画策定委員会」を設置し、市民意向調査内容の検討、地域福祉に関する課題の抽出、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

2 市民意向調査

市民の福祉に対する意識、地域生活の状況を把握するため、市内在住の12歳以上の男女2,600人を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。

アンケートの集計では、性別、年齢のほか、他の回答とのクロス集計や過去の調査結果との比較により、福祉課題を整理、把握しました。

3 市民への周知と意見募集

計画の策定に際して、広報紙やホームページを活用して、パブリックコメントによる意見募集を行いました。

1-4 計画の進行管理

市は、「多治見市地域福祉計画評価委員会」において、計画の実施状況の把握、点検、評価を行いながら、計画の進行管理を行います。

また、評価委員会が評価した結果については、その都度公表します。